

PC に VOC ガイドライン、指針値設定 JEITA



電子情報技術産業協会（JEITA）は、パソコンに関するVOC（揮発性有機化合物）ガイドラインを策定しました。シックハウス症候群の原因物質とされるVOCは、建材からの放散では明確な測定基準がありましたが、電子機器ではメーカーが独自に方法や基準を設定していました。今回PC業界として統一した測定方法と放散速度の指針値が示され、各社が自主的なシックハウス対応を強化していきます。

文部科学省では2002年に学校環境衛生の基準を一部改訂し、教室などの空気環境の検査項目にホルムアルデヒドなどVOCの濃度を追加し、PCなど備品を搬入する際に、厚生労働省が定めた室内濃度指針値を超えないことを確認するように義務付けました。

ガイドラインの対象は、デスクトップ型PC、ディスプレイ一体型PC、ノート型PC、ディスプレイの4種で、学校環境衛生の基準に定められたトルエンやキシレンなど6物質にアセトアルデヒドを加えた7物質の指針値を公表しました。

指針値は開梱・稼動から5時間後の放散速度を物質ごとに示し、この値以下であることが基準となります。測定方法についてもチャンバーの仕様、温度、相対湿度、換気回数などを標準化しました。

当社ではこの様なVOCの作業環境測定を行っておりますのでお気軽にお問い合わせください。

資料：2005年9月29日付 化学工業日報

機器分析箇所 関善行

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

